

記載例

(留学生、事業修習生等の届出)

租税条約に関する住民税の届出書

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条に基づき次のとおり届け出ます。

令和 元 年 3 月 15 日

三戸町長 殿

住民税の免除を受ける者	氏名	張強		
	住所(居所)	三戸町大字梅内字桐萩1-1		
	生年月日	昭和63年4月1日	国籍	中華人民共和国
	入国年月日	平成30年7月24日	在留資格	技能実習1号口
	在留期間	平成30年8月1日～令和元年7月31日		
	入国前の住所	広東省深セン市福田区益田路合一合正住国南座99A		
在籍する学校、訓練を受ける事業所等	名称	三戸農場		
	所在地	三戸町大字在府小路町111番地		
租税条約の規定に基づく所得税の免除について	所得税については、日本国と <u>中華人民共和国</u> との間の租税条約第20条第1項により、租税条約に関する届出書を <u>平成30年8月3日</u> に税務署に提出して免除を受けています。			
免税となる所得	支払者名称	三戸農場		
	支払者所在地	三戸町大字在府小路町111番地		
	契約期間	平成30年7月25日～令和2年7月24日		
	所得の種類	賃金	支払金額	月額150,000円
	支払方法	口座振込	支払期日	毎月10日
その他参考となるべき事項				

添付書類

・租税条約に関する届出書(税務署の受付印があるもの)

※ 本届出書は、租税条約の対象期間中の所得について、毎年3月20日までに提出が必要です。